

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第48号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表2の項の次に次のように加える。

2の 2	個人情報の保護 に関する法律 （平成15年法律 第57号）第115条 の規定に基づく 行政機関等匿名 加工情報の利用 に関する契約の 締結	行政機関等 匿名加工情 報利用手数 料		1件に つき	21,000円に次 に掲げる額の 合計額を加算 した額 (1) 行政機関 等匿名加工 情報の作成 に要する時 間1時間ま でごとに 3,950円 (2) 行政機関 等匿名加工 情報の作成 の委託を受 けた者に対 して支払う 額（当該委 託をする場 合に限る。）	
2の 3	個人情報の保護 に関する法律第 118条第2項にお いて準用する同 法第115条の規定 に基づく作成さ れた行政機関等 匿名加工情報の 利用に関する契	作成済行政 機関等匿名 加工情報利 用手数料	個人情報の保護に関す る法律（以下この項に おいて「法」という。） 第115条（法第118条第 2項において準用する 場合を含む。以下この 項において同じ。）の規 定により当該行政機関 等匿名加工情報の利用	1件に つき	法第115条の規 定により当該 行政機関等匿 名加工情報の 利用に関する 契約を締結す る者が法第119 条第3項の規 定により納付	

	約の締結		に関する契約を締結した者以外の者		しなければならぬ額と同一の額
			法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者	1件につき	12,600円

「

別表94の項中		1件につき	2,000円	を

」

「

旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合	1件につき	4,000円	に改め、同表98の項を次のように改める。
その他の場合	1件につき	2,000円	

」

98	削除					
----	----	--	--	--	--	--

**附 則**

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表94の項及び98の項の改正規定並びに次項の規定 令和5年3月27日
  - (2) 別表2の項の次に2の2の項及び2の3の項を加える改正規定 令和5年4月1日
- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の日前に申請を受け付けた改正前の別表98の項に規定する事務に関する手数料については、なお従前の例による。